なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成20年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成20年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｲ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

(ｲ)　建設業法でいう「電気通信工事業」に該当する工事。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事（港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては工事成績評定が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（以下、「コロナ通知」という。）に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。

ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。

(5)　工事配置予定技術者に対する要件　工事に係る履行期間である令和５年度及び令和６年度において、次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「工事配置予定技術者」という。）を当該工事の現地での現場施工期間に専任で配置できること。

なお、製作現場（工場）の工事配置予定技術者と施工現場の工事配置予定技術者が同一でない場合は、それぞれが次の基準を満たすこと。

ただし、製作現場（工場）の工事配置予定技術者は下記(b)の同種工事の経験は必要としない。

(a)　工事配置予定技術者の資格等　１級電気通信工事施工管理技士、２級電気通信工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(b)　平成20年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｱ)又は(ｲ)のうち、いずれか１つの工事又は製造の経験（発注機関は問わない。以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。

(ｱ)　ダム又は堰の管理制御処理設備を設置した工事。

(ｲ)　河川（ダム、堰含む）又は道路管理情報処理設備を設置した工事又は製造契約。

なお、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。

また、上記の期間に１年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。

同種工事の経験が国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（いずれも港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

なお、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事がコロナ通知に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても経験として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで経験として認めない。

(c)　工事配置予定技術者が、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証（電気通信工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(d)　工事配置予定技術者（及びその他構成員の工事配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

(e)　在籍出向者等を工事配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年５月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年３月24日付け国土建第483号）、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28年５月31日付け国土建第119号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第358号）において定められた在籍出向等の要件に適合していること。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記(a)から(e)までの基準をすべて満たす工事配置予定技術者を当該工事の現地での現場施工期間に専任で配置できるとともに、その他の構成員も工事配置予定技術者を当該工事の現地での現場施工期間に専任で配置できること。

また、申請書及び資料の提出時に工事配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を工事配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

(6)　点検配置予定技術者に対する要件　維持管理に係る履行期間において、申請書及び資料の提出期限の時点で下記１）又は２）及び３）、４）の条件を満たし、令和７年４月１日時点で下記５）及び６）の条件を満たす管理技術者（以下「点検配置予定技術者」という。）を配置できること。

なお、申請書及び資料の提出時に点検配置予定技術者の候補者を特定出来ない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の要件を満たすものが確認出来ない候補者がいた場合、その候補者以外のものを点検配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとし、落札決定後に上記条件を満たす者を管理技術者として特定すること。

１）上記２(5)(a)に掲げる要件及び上記２(5)(b)に掲げる経験を有する者。

また、上記２(5)(b)の従事期間に１年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下、「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として評価する期間に加えることができる。

申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事がコロナ通知に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了していない場合においても経験として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで経験として認めない。

２）次の①から⑫までのいずれか１つの条件を満たす者

なお、業務経験は、情報処理設備の保守又は点検業務の実績（再委託の実績を含む）、又は建設業法上の建設工事のうち「電気工事業」又は「電気通信工事業」の施工実績、並びに製造契約による実績とする。

①　学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校もしくはこれらに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科もしくはこれらに相当する外国の学科を修めた者、もしくは専修学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修め、専門士もしくは高度専門士と称する者で、卒業後３年以上の業務経験を有する者。